

はり・きゅう・按摩マッサージ指圧 療養費施術料金表

施行開始：令和6年6月1日～

項目		金額	備考
初検料	1術	¥1,950	初回の場合のみに算定可能。 患者の疾病が治癒した後、新たな同意に基づき新たな疾病に対して施術を行った場合は算定可能。
	2術	¥2,230	施術継続中に他の疾病につき初回施術を行った場合には算定不可。
施術料	1術	¥1,610	「はり」又は「きゅう」を1術、「はり+きゅう」併用を2術とする。
	2術	¥1,770	
	併用	電療	¥100

適用疾病	
1	神経痛
2	リウマチ
3	頸腕症候群
4	五十肩
5	腰痛症
6	頸椎捻挫後遺症
7	その他

※慢性病(慢性的な疼痛を主訴とする疾病)であって保険医による適当な治療手段がないもの。

マッサージ施術

項目		金額	備考	
施術料	マッサージ	¥450	料金×部位×日数の計算。 躯幹、四肢の5局所が算定可能。	
	併用	徒手矯正	¥470	マッサージと併用した場合に算定可能。徒手矯正のみでの算定は不可。
		温罨法	¥180	マッサージを算定した局所のうち1局所に対してのみ算定可能。
		温罨法・電療	¥300	電療は温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合に算定することとし、電療のみでの算定不可。

適用症
一律にその診断名によることなく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例。

変形徒手矯正術
6大関節を対象とし、1肢毎に算定。四肢のみとなり、躯幹は算定不可。温罨法との併用不可。

共通項目

項目		金額	備考
往療料	4km以下	¥2,300	往療の起点～往療先までの直線距離で計算する。往療を行った場合はレセプトに往療内訳表を添付する。
	4km超	¥2,550	
施術報告書交付料		¥480	医師から再同意を受ける為に施術報告書を作成し、患者へ交付した際に算定可能。

往療内訳表
施術者が往療した日付、同一日同一建物への往療かどうか、同一日同一建物への往療の場合に往療料を算定しているか否か、施術者名、往療の起点、施術した場所及び往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を記入したもの。

その他

初療又は医師による再同意日から起算して6ヶ月(初療又は再同意日が月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の月の末日とし、月の16日以降の場合は当該月の6ヶ月後の月の末日とする。)を超える期間が記載されていても、その超える期間は療養費の支給はできないものであり、引き続き支給を行おうとする場合は、改めて医師の同意を必要とすること。

変形徒手矯正術については初療又は再同意日から起算して1ヶ月とすること。

初療の日から1年以上経過している患者であって、かつ、1月間の施術を受けた回数が16回以上の者は、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書をレセプトに添付する。